

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立高倉小学校

校長名 田 中 順 子 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標

高倉小学校は、変化の激しいこれからの時代を、豊かに、たくましく生き抜いていく児童を育成する。そのために必要となる一人ひとりの「生きる力」を高め、自尊感情を育み、前向きに生きていこうとする態度を養う。また全ての命を愛し、多様な価値を理解し、地域に生きる「共生社会」の担い手として、共に生きることを「喜び合える子」の育成をめざす。以下に具体的目標を設定する。

○元気に遊ぶ ◎本気で学ぶ ○正しく生きる

重点目標

「本気で学ぶ」に重点を置き、「生きて働く知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、そして「学びに向かう力、人間性等」の醸成を図る。

（2）特別支援学級の教育目標

学校の教育目標を受け、児童の実態を考慮して、将来の自立に向け、次のようにめざす児童像を設定する。

・元気になかよく遊ぶ ・しっかり勉強する ・自分のことは自分でする ・最後までやりぬく

（3）学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

①児童にとって「わかる・できる・たのしい」学習活動を展開し確かな学力の育成を図るために、1人1台の学習用端末を効果的に活用した授業についての研究・研修をすすめる、授業の改善・工夫、指導力の向上を図る。

イ 豊かな心の育成

①生命及び人権の尊重を不変の価値とし、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、児童の豊かな心と他者を思いやる気持ちを育む。

ウ 健やかな体の育成

①健康・安全教育の充実を図り、すすんで心や体の健康づくりを実践する意欲を高め、規則正しい生活習慣を定着させる。

エ 不登校児童への支援

①児童及び保護者との信頼関係を構築し、必要な情報提供や助言、ICT機器等を活用した支援、家庭への訪問や専門機関との連携による支援を行う。

②個別対応の指導や別室環境を充実させ、社会的自立に向けた多様な教育環境を整える。

オ いじめ総合対策を踏まえ、いじめの防止等の取組を効果的に実行するための方針

①児童一人ひとりが活躍できる場を設定し、互いに認め合える学校づくりを行い、自己肯定感、自己有用感を高めることを通していじめの未然防止を図る。

カ 一人ひとりの教育的ニーズに的確に答える特別支援教育の充実

①一人ひとりの児童の実態に合わせて、弾力的かつ積極的にたてわり班活動、委員会活動やクラブ活動、学校行事、教科学習等の計画を立て、通常の学級との交流及び共同学習をすすめるための連携を深める。また、校内の教職員と情報共有をし、特別支援教育の充実と理解啓発を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第一中学校グループ（第八小 大和田小 高倉小）】

①「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、自らすすんで学び、体力を伸ばし、互いのよさを認める心を育むことである。そのために、あいさつ運動での直接的な触れ合いや中学校の授業体験を行う。また、全教職員で分科会を年2回実施し積極的な意見交換を行う。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①一人ひとりに応じた課題をスモールステップで指導することで、生活に必要な基礎学力の習得を図る。問題解決的な活動を重視し、思考力、判断力、表現力等の向上を図る。
- ②児童の発達段階や生活年齢も考慮しながら、国語科、算数科の学習グループを編成する。個別の目標に基づく指導の充実を図り、児童がもつ能力を最大限発揮できるようにする。児童の興味・関心を活かした学習内容を取り入れ、また児童同士の話合いの場面を意図的に作ることで、児童が主体的に学習し、他者との対話の中から学びを深めていけるようにする。
- ③国語科の学習では、特殊音節の理解や語彙の拡大を図り読みの流暢性を高めるために、MIM（特殊音節に焦点を当て、文字や語句を正しく読んだり書いたりすることをめざす指導モデル）のアセスメントと指導法を取り入れた学習指導を行う。
- ④生活単元学習では、季節の自然観察、学校行事や交流及び共同学習などの体験活動を通して、人・社会・自然との関わり方に気付かせていくことができるようにする。身の周りのさまざまな事象に興味・関心をもたせるとともに、仲間と共有したり、協力したりすることの大切さを学ぶようにする。
- ⑤さまざまな運動をすることにより、運動に親しみ、運動技能や体力の向上、身体の発達を促す。「体幹」や「生活体力」の視点をもちながら、体育科の授業改善や姿勢を正す等の身体活動の日常化を推進する。
- ⑥読書活動の充実を図るために、学校司書や保護者、担任による読み聞かせを十分に行い児童の心を豊かにするとともに学力の基礎を養う。
- ⑦プログラミングの思考を高めるために、ワークシートや1人1台の学習用端末を使用した簡単なプログラミングソフト等を活用した学習に取り組む。
- ⑧外国語を用いたロールプレイやゲーム、歌などの活動を通して、外国語を用いて音声面を中心としたコミュニケーションを図る楽しさを味わわせるとともに、さまざまな国や地域の言語や文化に興味関心をもつことができるようにする。

イ 総合的な学習の時間

- ①学級での学習成果を、校内で発表する活動に組み込む。また、栽培から収穫、その収穫物を利用した調理学習、その中での消費生活や環境学習（ごみの分別等）へと、児童にとって一連の活動となるように計画し、課題や問題を解決する力を育む。
- ②調べ学習においては、インターネットや学校図書館を活用したり学校司書と連携したりすることで、児童の興味・関心を広げ、理解を深める。1人1台の学習用端末を効果的に活用し、視覚的に支援する。
- ③自分たちが生活する八王子市についての郷土学習を通して、八王子市が認定された「日本遺産」について知る機会を設けるとともに、八王子市の伝統と文化に触れ、郷土愛を深める。

ウ 特別活動

- ①学級での話合い活動や、そこで立案した企画による学級活動の運営などを通して、集団で一つの目標に向けて活動する楽しさやルールの大切さに気付かせるとともに、自分の役割を果たし、協力し合う態度や社会性を培う。
- ②集団宿泊的行事を通して規則正しい生活習慣についての意識を高めていくとともに、自然・科学的な事象や将来の職業、生活を豊かにする余暇活動等のさまざまな体験活動を通して、児童が自分で考え行動する力を伸ばす。

エ 自立活動

学校生活の中で、一人ひとりの個別指導計画と学校生活支援シートを活用し、以下の項目を指導する。

- ①各教科を合わせた指導を行い、生活のリズムや生活習慣の形成を促し、健康状態の維持・改善を図る。
- ②ひも結びや折り紙等の取組により、手指の技巧性を高め日常生活の基本動作や作業能力の向上を図る。
- ③情緒の安定を図り、社会生活に必要なコミュニケーションの基礎的能力を育てる。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ①「生命の尊さ」「相互理解と寛容」「よりよく生きる喜び」を重点とし、多様性への理解を深め、相手を尊重する態度を養い、共生社会を生きる基礎を培う。
- ②道徳教育全体計画及び別葉を基にして、教育活動全体を通して計画的に取り組み、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等、道徳性を養う。
- ③道徳授業地区公開講座を通して、児童の豊かな心を育むために学校、家庭及び地域社会にできることについて意見交換を行い、保護者・地域と連携した道徳教育の充実を図る。
- ④情報発信による他人や社会への影響について考えたり、情報リテラシーの意味について考えたりする活動を通じて、児童に情報モラル教育の充実を図る。

(3) キャリア教育

- ①学校生活支援シート及び個別指導計画を活用して、一人ひとりの児童のよいところを見付け、自己肯定感を育てるとともに、職業にはさまざまな種類があることやゲストティーチャーから聞き取ったやりがいなどを知り、将来の夢や進路を主体的に考える態度を育てる。
- ②保護者との相互理解を深めながら、児童一人ひとりの可能性、将来性を見通したキャリア教育を行う。また、はちおうじっ子キャリアパスポートを児童理解の引継ぎ資料として活用し、児童の能力、適性や進路希望等に基づいて適切な助言や支援を図り、中学校との連携も密にする。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①学級の約束を明確に提示し、日常的に意識して生活できるように指導を行う。肯定的な言葉掛けを行うことで教師と児童との信頼関係を築くとともに、児童同士が認め合いよりよい人間関係を構築できるよう教職員全員が同じ方針で児童の指導にあたる。
- ②セーフティ教室や薬物乱用防止教室、交通安全教室等を通して危機回避に対する意識を高め、家庭・地域と連携した安全指導の充実を図り、組織的・計画的に児童の健全育成を図る。
- ③生命（いのち）の安全教育の取組として、日常的に自分と他者の体を大切にすることを意識付けていくとともに、児童の発達段階に応じて必要な場面で個別に安全な意思決定や、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるよう繰り返し指導を行う。

イ いじめ防止の取り組み

- ①毎週の「いじめ対応のための時間」では、児童の情報共有や具体的対応についての協議を行い、いじめに関する記録を確実に取る。そして全教職員で組織的にいじめ対応に取り組む。
- ②「高倉小いじめ防止基本方針」を基に、いじめの起こりにくい学校風土を醸成する。生活アンケートや児童からの聞き取り等を丁寧に活用し、早期発見・早期対応を行う。
- ③週に1回以上開催する「学校いじめ対策委員会」を中心に、事実確認を丁寧に行い、関係機関とも連携して、組織的かつ迅速に解決にあたる。
- ④「八王子市いのちの大切さを共に考える日（7月）」には、校長講話と各学級での「生命の尊さ」に関わる道徳科の授業を行い、命を大切にすることの価値を深めることができるようにする。

ウ 不登校児童への支援等

- ①個票システムを活用した組織的・継続的な不登校対策を進める。登校支援コーディネーターを中心に、児童や保護者の状況についての情報共有を毎月行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談心理士等と連携し、児童の社会的自立を目指した継続した支援をすすめる。

(5) 特色ある教育活動等・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

- ①集会活動の縦割り班活動や遠足等を通し、通常の学級の児童との交流活動を行い、集団の中での生き方に気付かせ、思いやりの心や協力する態度を育てる。
- ②調理実習・宿泊学習等の生活単元学習を通して、集団生活の喜びと同時に、自分のことは自分であるという自覚と自立心を育て、生活体験を豊かにする。
- ③障害のある児童の理解啓発に努め、通常の学級へ理解教育を実施したり、地域の保・幼・小・特別支援学級との交流学习を通して相互理解を深めたりする。
- ④学校生活支援シートの趣旨を生かして児童一人ひとりのニーズに的確に応じられるよう、家庭や関係諸機関との連携を図る。特に家庭と連携したスモールステップでの自立登下校プログラムの実施などをはじめとした自立に向けての方策に関する連携を密にする。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）義務教育9年間で育てたい児童・生徒像「自らすすんで学ぶ児童・生徒」「お互いのよさを認め合い他者を尊重する児童・生徒」「自ら体力を伸ばす児童・生徒」をめざし、児童・生徒の情報の共有化と家庭学習や自学自習の定着化、あいさつの仕方、体力づくり等の共有化を図る。また、児童・生徒同士の交流活動を実施し、円滑な小中の接続を図る。
- （取組2）年3回の小・中学校での共同研修を通し、はちおうじっ子サミット、学力向上、特別支援養育、ICT教育等の現状と課題の共通理解を図り、系統的指導を行う。
- （取組3）青少年対策第一地区委員会主催の地域清掃活動等の合同行事を通して、地域の子どもは地域で育てる意識を醸成する。

ウ その他

- ①高倉小学校2020レガシーとして、学校運営協議会と連携したニュースポーツ体験を実施する。
- ②スタートカリキュラムを活用し弾力的な時間割の設定などの実践を図るとともに、「幼保小連携の日」には児童と園児との交流や、教職員との交流を計画的に行う。
- ③「情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通して、正しい情報を見極める資質・能力、情報に関する個人の権利・法律等を理解し、適切に行動する資質・能力を系統的に育成する。
- ④家庭・地域と連携し、児童の地域活動における活躍を全校朝会で随時表彰し、その取組を積極的に評価する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	203
2	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	204
3	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	204
4	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	204
5	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	17	205
6	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	204
備考	・夏季休業日 7月21日から8月26日まで。 ・都民の日 10月1日（火）は授業日とする。 ・第1学年は1学期始業式に出席しないため、1日減。 ・第1学年から第4学年は3月の卒業式に出席しないため、1日減。 ・第6学年は修了式に出席しないため、1日減。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

①各教科

学 年			1	2	3	4	5	6
区 分								
各 教 科	国 語		0	0	0	0	0	0
	社 会				0	0	0	0
	算 数		0	0	0	0	0	0
	理 科				0	0	0	0
	生 活		0	0				
	音 楽		0	0	0	0	0	0
	図 画 工 作		0	0	0	0	0	0
	家 庭						0	0
	体 育		0	0	0	0	0	0
	外 国 語						0	0
	小 計		0	0	0	0	0	0
知的障害者である児童に対する教育 を行う特別支援学校の各教科	教 科 名	内 容	1	2	3	4	5	6
	生 活	身近生活の処理、手伝いや仕事等（各教科等を合わせた指導で行う）	0	0	0	0	0	0
	国 語	文 字 の 読 み 書 き ・ 意 思 の 伝 達 等	190	210	220	220	220	220
	算 数	四 則 計 算 ・ お 金 ・ 時 計 ・ 長 さ 等	148	160	165	165	165	165
	音 楽	季 節 の 歌 ・ 合 奏 ・ 合 唱 ・ 鑑 賞 等	68	70	70	70	70	70
	図画工作	絵 画 ・ 粘 土 ・ 工 作 ・ 鑑 賞 等	68	70	70	70	70	70
	体 育	走 る ・ 体 操 ・ 水 泳 ・ ボ ー ル 運 動 等	107	110	115	115	115	115
小 計			581	620	640	640	640	640

領 域	内 容 \ 学 年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	生命の尊さ 相互理解と 寛容 よりよく生きる喜 び等	34	35	35	35	35	35
外国語活動	コミュニケーション 簡 単 な 英 単 語 等	0	0	15	25	25	25
総合的な学習の時間	交 流 ・ 共 同 学 習 ・ 探 究 的 な 学 習	0	0	60	73	70	70
特別活動	話 合 い 活 動 学 級 レ ク レ ー シ ョ ン	34	35	35	37	37	37
自立活動	コミュニケーション 気 持 ち の 安 定 等	0	0	0	0	0	0
小 計		68	70	145	170	167	167

指導の形態	内容 \ 学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	基本的生活習慣の指導 手先の巧緻性の向上	62	65	40	40	40	40
遊 び の 指 導		0	0	0	0	0	0
生活単元学習	行事の事前事後学習・ 調理・外国語活動等	139	155	155	165	168	168
小 計		201	220	195	205	208	208

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980	1015	1015	1015

備 考	ア	1 単位時間	授業の1単位時間は、45分とする。
	イ	特別活動	児童会集会活動、第4学年から第6学年はクラブ活動、第5学年と第6学年は委員会活動に参加する。
	ウ	授業時数の確保に関する手だて	
		＊「短い時間を活用した教科等指導」の実施	
		毎週火曜日と金曜日に国語（漢字指導が中心）、水曜日に書写指導を行う。	
		・第1学年 火曜日、水曜日、金曜日（8時30分から8時45分まで）	年間総時数28時間
		・第2学年 火曜日、水曜日、金曜日（8時30分から8時45分まで）	年間総時数28時間
		・第3学年 火曜日、水曜日、金曜日（8時30分から8時45分まで）	年間総時数28時間
		・第4学年 火曜日、水曜日、金曜日（8時30分から8時45分まで）	年間総時数28時間
		・第5学年 火曜日、水曜日、金曜日（8時30分から8時45分まで）	年間総時数28時間
	・第6学年 火曜日、水曜日、金曜日（8時30分から8時45分まで）	年間総時数28時間	
	＊避難訓練（引き渡し訓練）の実施		
	・第1学年及び第2学年	5月8日（木）	1時間
	＊避難訓練（一斉下校）の実施		
	・第1学年から第3学年	9月2日（木）	1/3時間
	＊離任式		
	・第2学年	5月2日（木）	1時間
	＊遠足の実施		
	・第1学年	5月9日（金）	1時間
	＊こころの劇場の実施		
	・第6学年	6月11日（水）	2時間
	＊移動教室の実施		
	・第6学年	6月23日（水）	2時間
	＊クラブ活動見学の実施		
	・第3学年	2月18日（水）	1時間